

連続講座「憲法を学ぶ会」第五回開催報告

成城・祖師谷九条の会

2015.9.11

■開催概要

日時 2015年9月6日（日）14:00 – 16:00

場所 成城ホール4階集会室D

講師 慈恵会医科大学教授 小沢隆一先生

参加者 45名

配布資料

- 1 第5回「国民の権利及び義務（その2）」レジュメ
- 2 月間女性&運動 2013.11 連載「みんなで学ぶ憲法のはなし」

■学習会の内容

【1】はじめに

本題に入る前に、最近の安保関連法案をめぐる動きについて、小沢先生からお話があった。

8月30日に開催された安全保障関連法案に反対する大規模抗議行動は、民意によって直接に政治を動かす／政権を倒すことを目指すものである。

1960年の安保闘争は、労働組合・学生を中心とした組織的動員による高揚があり、それに続く高度成長期も同様に学生によるデモ、労働組合によるストライキが行われてきた。

以降は、公儀／お上にたてつかない「私民」社会が特徴であるように思われてきた。8月30日の大規模抗議行動は、欧米他で当たり前に行われている直接民主主義の萌芽であり、日本の民主主義の新たな発展段階を示していると考えられる。

【2】小沢先生の講演

表現の自由および信教の自由と政教分離の要点が説明された。

(1) 表現の自由

日本国憲法第21条は、表現の自由を規定している。

- 1 集会、結社及び言論、出版その他一切の表現自由は、これを保障する
- 2 検閲は、これをしてはならない。通信の秘密は、これを侵してはならない

- 「市民」ということばには、政治に参加する個人という意味がある。
- 近代憲法発祥の地ヨーロッパには、表現の自由の大切さを子どもにもわかりやすく説く、「裸の王様」「王様の耳はロバの耳」などの童話がある。こうした童話を通じて、人権感覚が身についていく。
- 他人の権利を侵害するような行為は、言論活動であっても、「公共の福祉」（憲法12条および13条）によって制限されることがある（例：朝鮮学校前でのヘイトスピーチに対する損害賠償判決）。

(2) 信教の自由と政教分離

日本国憲法第20条および第89条は、信教の自由と政教分離を規定している。

第20条

- 1 信教の自由は、何人に対してもこれを保障する。いかなる宗教団体も、国から特権を受け、又は政治上の権力を行使してはならない。
- 2 何人も、宗教上の行為、祝典、儀式又は行事に参加することを強制されない。
- 3 国及びその機関は、宗教教育その他いかなる宗教的活動もしてはならない。

第89条

公金その他の公の財産は、宗教上の組織若しくは団体の使用、便宜若しくは維持のため、又は公の支配に属しない慈善、教育若しくは博愛の事業に対し、これを支出し、又はその利用に供してはならない。

連続講座「憲法を学ぶ会」第五回開催報告

成城・祖師谷九条の会

2015.9.11

- 古来、信教は「個人の自由」ではなかった。世俗婚、宗教婚といった言葉に代表されるように、家・地域・国家ぐるみの宗教が特徴であった
- 信教の自由は、1789年フランス人権宣言に始まる。その意義は、「私事」としての宗教、「公事」としての政治を区別したことにある

【3】参加者からの問題提起による自由討論

多岐にわたる内容であり、提起された論点を中心に記載（－：小沢先生の意見）

- レジューメ冒頭部分の「お上」にたてつかない伝統とは？
- 公務員の市民としての権利
 - － 明治維新は、市民革命でなく王政復古であり強力な中央集権体制が敷かれたことと関係する
 - － 公務員の市民としての権利問題の一方で、高級官僚による闇の政治活動等の問題がある
- 九条と安保法制／日米安保条約 - 60年安保闘争の意義
 - － 60年安保闘争が改定安保条約の実効性に制約を課したという意義がある
- 選挙制度自体が違憲である
 - － 選挙制度の是非を現職議員が決めること自体に無理がある。「市民に選挙を取り戻せ」運動がある
- 国立競技場、原発事故他
- 安保法案国会審議における安倍首相のヤジ
 - － 民主党の女性議員に集中。人権感覚が根づいていない証左
- デモ警察過剰規制への対応
 - － 60年安保時よりも格段に整然と対応した

以上